



平成 26 年 7 月 16 日

各 位

会社名 株式会社 昴

代表者名 代表取締役社長 西村 道子

(コード: 9778)

問合せ先 代表取締役副社長 西村 秋 電話番号 099-227-9501

株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) について検討してまいりましたが、今般、従業員に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である本制度を導入することといたしました。

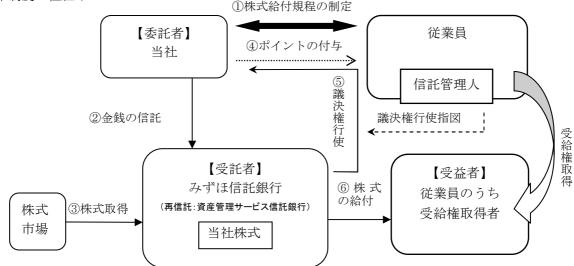
2. 本制度の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は従業員に対し、役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するため みずほ信託銀行(以下、「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の 給付を受けます。

3. 本信託の概要

(1)信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(2)信託の目的 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること

(3)委 託 者 当社

(4)受 託 者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信 託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者とな ります

(5)受 益 者 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

(6)信託契約日 平成 26 年 7 月 31 日 (予定) (7)信託設定日 平成 26 年 7 月 31 日 (予定)

(8)信託の期間 平成26年7月31日(予定)から信託が終了するまで

(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。)

(9)制度開始日 平成26年9月1日(予定)

4. 本信託における当社株式の取得内容

(1) 当初信託金額 140 百万円 (予定)

(2)取 得 期 間 平成26年8月1日から平成26年8月8日(予定)

(3)取 得 方 法 取引所市場より取得

以上